

商品概要説明書

教育ローン

2020年4月1日現在

商品名	教育ローン
ご利用いただける方	○次の条件を満たす方 (1) 当JAの組合員の方 (2) 借入申し込み時の年齢が満20歳以上65歳以下(完済時年齢70歳以下) (3) 安定・継続した収入の見込める方 ※原則として、前年度税込年収200万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得150万円以上ある方) (4) 過去に不渡り、延滞等の事故が無く、株式会社ジャックスの保証を受けられる方 (5) 借換の場合は、借換対象教育ローンで直近6か月間に返済延滞が無い方
対象学校	○幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金使途	①授業料(前期・後期分の授業料は1年を上限に一括融資可) ②入学一時金(入学金、教材費、征服代、寄付金)但し、学校債は対象外 ③受験に必要な、受験料、交通費、宿泊費 ④アパート等入居時の敷金、礼金、前払家賃、引っ越し費用(在学期間を含む) ⑤1年分の一括前払い家賃 ⑥上記資金で、申込受付前3ヶ月以内の納付済み領収書 ⑦教育ローン借換資金(自組合、他金融機関問わず) ⑧仕送り資金(月額家賃を含む) 上記のうち、⑧のみの申し込みは不可とする。
融資金額	○10万円以上700万円以内(1万円単位) ※但し、医科、眼科、薬科大学又は学部の場合は、1,000万円以内とし、借換資金の場合は残存一括償還金額を上限とする。
融資期間	○6ヶ月以上16年10ヶ月以内(元金据え置き期間含む) 元金据置期間の上限は次の通りとする。 ①入学前の7ヶ月以内 ②卒業予定年月までの在学期間内 ③卒業後の3ヶ月以内 ※但し、留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとし、借入資金の場合は残存償還期間を上限とする。

元金据置対象	○短大、大学、大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金とする。
融資方法	顧客口座経由の学校振込とする。 但し、資金用途に定めた内、用途証明書の徴求または学校等に振込困難な場合は、100万円を上限とし顧客口座振込とする。(領収書、借換資金は除く。)
融資形式	○証書貸付
融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しをいたします。 ※利率は店頭に掲示いたします。詳細については当JA融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	(1) 毎月元利均等返済 (2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする (3) 元金据置返済 据置期間中は毎月利息のみ返済
保証料率	○年利1.00%の固定方式とする。
担保	○不要
連帯保証人	○原則として不要。 ※但し、㈱ジャックスの請求により連帯保証人を必要とする場合は必要となる。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話:023-653-5110)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所

	<p>(電話：023-634-8234)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県JAバンク相談所にお申し出下さい。山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>